

計画（素案）の改訂概要について

1 計画構成の変更

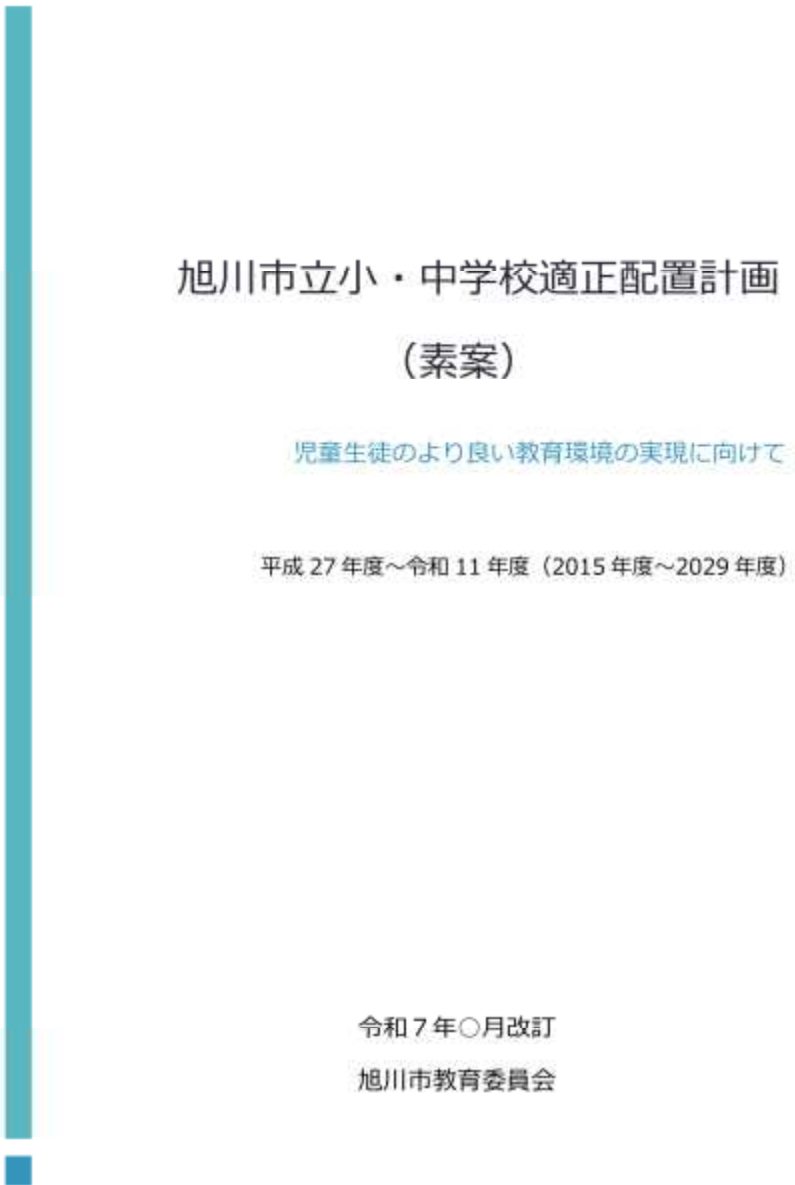
計画（素案）は、計画の改訂について、適正配置の基本方針、適正配置を進めるに当たっての留意点、ブロック別計画の4つの大項目で構成します。

現計画	改訂案（素案）	改訂の概要
旭川市立小・中学校適正配置計画（令和2年3月改訂）（基本方針）	旭川市立小・中学校適正配置計画（令和7年〇月改訂）（素案）	
はじめに	第1 計画の改訂	新設
1 本市の現状と課題	1 はじめに	
2 適正配置の考え方	2 計画改訂の趣旨	新設
(1) 適正な学校規模の確保	3 計画期間	「適正配置の進め方」から移動
(2) 学校・家庭・地域の連携を踏まえた通学区域の設定	4 計画の位置付け	新設
(3) 適切な通学区域の設定	5 本市の現状	「本市の現状と課題」について項目を分けて記載
(4) 統廃合を見据えた学校施設の整備	6 第2期の取組	
(5) 地域拠点校の存置	7 これまでの取組を踏まえた状況、課題	
(6) 特認校の存置	第2 適正配置の基本方針	「適正配置の考え方」を「適正配置の基本方針」として整理
(7) 保護者・地域の合意	1 統廃合	
3 適正配置の進め方	(1) 望ましい学校規模の確保	
(1) ブロック別計画の策定	(2) 地域拠点校の存置	
(2) 計画期間	(3) 特認校の存置	
(3) 児童生徒の環境変化への配慮	(4) 児童養護施設近隣校の存置	新設
(4) 保護者・地域との合意形成	(5) 通学距離の考慮	
(5) 廃校校舎の跡利用	(6) 学校施設の有効活用	
	2 通学区域の見直し	
	第3 適正配置を進めるに当たっての留意点	「適正配置の進め方」を「適正配置を進めるに当たっての留意点」として整理
	1 保護者・地域の合意	
	2 児童生徒の環境変化への配慮	
	3 廃校校舎の跡利用	
旭川市立小・中学校適正配置計画（令和2年3月改訂）（ブロック別計画）	第4 ブロック別計画	基本方針と合冊

2 計画改訂のポイント

改訂に当たり、第3期に向けて、児童生徒数の現状や今後の見込み、第2期までの進捗や教育環境の変化などを踏まえ、計画の内容を見直しました。

主な変更点は、次のとおりです。

表紙	変更点
 旭川市立小・中学校適正配置計画 (素案) 児童生徒のより良い教育環境の実現に向けて 平成27年度～令和11年度 (2015年度～2029年度) 令和7年〇月改訂 旭川市教育委員会	「旭川市立小・中学校適正配置計画（令和2年3月改訂）」を 「旭川市立小・中学校適正配置計画（令和7年〇月改訂）」 に変更

p 4	変更点
第1 計画の改訂	
p 5	変更点
1 はじめに 少子化により児童生徒数の減少や学校の小規模化が進行する中、本市においては、平成27年度に旭川市立小・中学校適正配置計画（以下「計画」という。）を策定し、適正な学校規模を確保し、小学校卒業後の進学先中学校が分かれている状況を解消するため、統廃合と通学区域の見直しにより適正配置に取り組んできました。 本計画は計画期間の15年を5年ごとの3期に分けて推進することとしており、令和6年度が第2期の最終年度に当たることから、第3期に向けて、児童生徒数の現状や今後の見込み、第2期までの進捗や教育環境の変化などを踏まえ、旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会等でいただいた意見を参考に計画を見直すこととしました。 2 計画改訂の趣旨 次代を担う児童生徒の安全・安心を確保し、より良い教育環境を整備することは、教育委員会の責務であり、第2期旭川市学校教育基本計画においても、基本施策の一つである「教育環境の充実」の中に位置付け、小・中学校の適正配置を推進しています。 子どもたちの数が減少し続けるのと連動し、学校の小規模化が一層進んでおり、望ましい教育環境を維持するためには、一定規模の確保が重要です。 また、町村合併や人口増加時に建設した学校施設が、改修や改築の時期を迎えており、人口減少や少子高齢化により今後社会保障費が増加していくことが想定される中で、限られた財源で全ての施設を最適に維持していくことは厳しい状況です。 このような状況を踏まえながら、将来にわたって教育の質を保つことができるよう、子どもたちにとって望ましい持続可能な教育環境の実現に向けて適正配置に取り組みます。 本市の適正配置の取組 本市では、統廃合と通学区域の見直しにより適正配置を進めます。 統廃合 ・望ましい学校規模を確保するため、規模の小さい学校を、周辺の学校へ統合する取組 通学区域の見直し ・小学校卒業後の進学先中学校が分かれないう、小学校と中学校の通学区域の境界を揃える取組	・計画の策定経緯や改訂について「はじめに」で説明、改訂の趣旨は「2 計画改訂の趣旨」に分けて記載。 ・今回の改訂趣旨の項目を新設、整理して記載。 ・適正配置の取組，統廃合，通学区域の見直しについて分かりやすい説明を追加。

3 計画期間

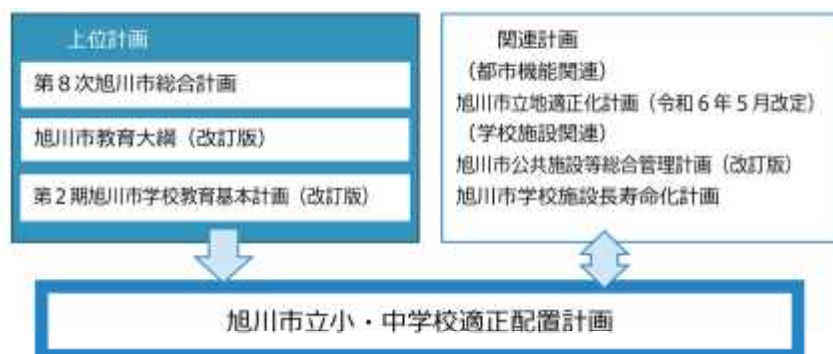
平成27年度から令和11年度までの15年間を計画期間とし、5年ごとの3期に区切り、この期間中に適正配置対象校について協議を進めます。

第1期	第2期	第3期
平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度

4 計画の位置付け

旭川市立小・中学校適正配置計画は、「第8次旭川市総合計画」や「旭川市教育大綱（改訂版）」、「第2期旭川市学校教育基本計画（改訂版）」を上位計画とし、本市のより良い教育環境のために望ましい学校規模の確保を目指します。

また、都市機能や学校施設の関連計画と連携を図りながら取組を進めていきます。



・上位計画や関連計画との
関連を記載。

5 本市の現状

(1) 本市の人口と児童生徒数の推移

本市の人口は、昭和61年の365,311人をピークに減少しており、令和6年にはピーク時から13%減の318,088人となりました。20年後の令和26年には、25万人を下回り、ピーク時と比較すると3割減少する推計となっています。

市立小・中学校の全児童生徒数は、ピークである昭和57年の51,024人から減少を続け、本計画策定時の平成26年には24,410人、令和6年度には20,301人とピーク時の実に6割減となっており、総人口の減少スピードを大きく上回っています。

少子化傾向は今後も続き、20年後の令和26年には11,860人と、現在よりさらに4割減少することが見込まれます。

旭川市の人口推移及び将来人口推計



※R6年度までの人口推移は、旭川市「統計で見る旭川」より、年齢別人口（各年度10月1日現在（平成元年度から平成21年度までは9月末現在）から抜粋、R6年度以降の将来人口推計は、「旭川市人口ビジョン【改訂版】（令和2年3月改訂）」パターン別将来人口推計より、総合計画推計を引用。

旭川市立小・中学校の児童生徒数



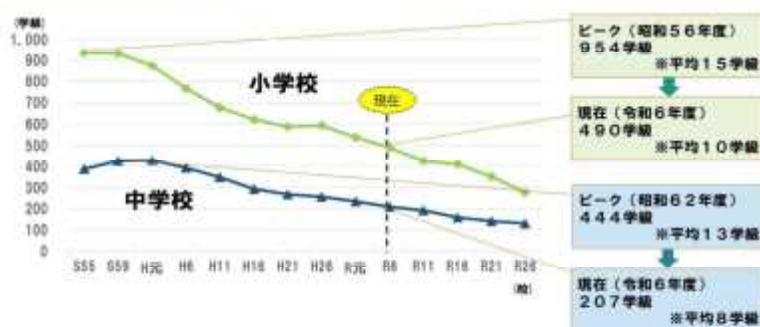
※令和6年度までの児童生徒数は、各年度5月1日現在の児童生徒数。令和11年度以降の児童生徒数は令和6年4月1日の住民基本台帳を基にコーホート変化率法より算出。

・令和6年度現在の人口や児童生徒数、将来推計に更新。

(2) 学校数と学校規模の推移

児童生徒数の減少に伴い、各学校で学級数が減少し続けています。小学校はピークである昭和56年度の954学級（平均15学級）から、令和6年度には490学級（同10学級）、中学校はピークである昭和62年度の444学級（同13学級）から、令和6年度には207学級（同8学級）と、学級数はほぼ半減しています。

通常学級の学級数の推移



一方、学校数は令和7年4月1日には75校（小学校50校、中学校25校）と、ピーク時の平成元年の99校（小学校64校、中学校35校）より減少しているものの、児童生徒数や学級数がほぼ半減しているのと比較すると減少幅は25%と、学級数ほど減少していません。小学校、中学校とも大規模校はなく、小規模化が進んでいます。

令和11年には小規模校が最も多くなり、特に小学校の小規模化が進行すると推計しています。

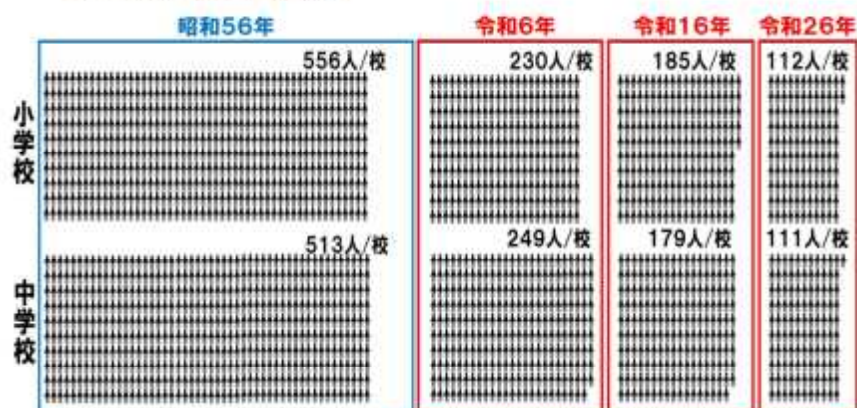
通常学級の学級数と学校規模の推移

小学校（校）		H26	R元	R6	R11
過小規模校	5学級以下	11	11	10	10
小規模校	6～11学級	15	18	18	28
適正規模校	12～18学級	23	20	23	12
大規模校	19学級	6	4	0	0
合計		55	53	51	50

中学校（校）		H26	R元	R6	R11
過小規模校	5学級以下	7	6	5	4
小規模校	6～8学級	4	6	7	8
適正規模校	9～18学級	17	15	14	13
大規模校	19学級	1	0	0	0
合計		29	27	26	25

・学校数と学校規模の推移を追加，過去の状況や将来の推移について記載。

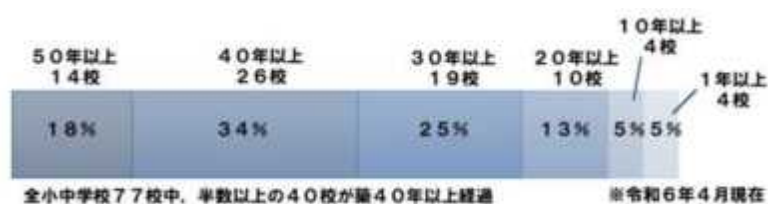
1校当たりの児童生徒数の推移



(3) 学校施設の築年数

本市の小・中学校の校舎は、その多くが児童生徒が急増した時期に新築又は増改築されており、全体の52%にあたる40校が昭和60年以前に建てられ、築40年以上が経過しています。

老朽化に伴う改修や改築は、厳しい財政状況の中、順調に進んでいないのが実情であり、児童生徒に安心・安全で充実した教育環境を提供する上での課題となっています。



・学校規模の推移について分かりやすい1校当たりの児童生徒数推移の表を追加。

・令和6年度の状況に更新。

6 第2期の取組

(1) 統廃合

第2期においては、対象校12校のうち、旭川第1小、嵐山小、嵐山中の3校の統廃合を実施し、それぞれ旭川小、忠和小、忠和中へ統合しました。その他については、保護者の理解を得て閉校するには至っていない状況です。

統廃合の状況

第1期		第2期	
対象校	統合日	対象校	統合日
1 聖和小	平成28年4月1日		
2 千代ヶ岡小	平成31年4月1日		
3 旭川第2小	令和2年4月1日		
4 旭川第2中	令和2年4月1日		
5 旭川第1小		1 旭川第1小	令和5年4月1日
6 嵐山小		2 嵐山小	令和7年4月1日
7 嵐山中		3 嵐山中	令和7年4月1日
8 雨粉小		4 雨粉小	未了
9 台場小		5 台場小	未了
10 江丹別小		6 江丹別小	未了
11 江丹別中		7 江丹別中	未了
		8 日章小	未了
		9 正和小	未了
		10 永山東小	未了
		11 大町小	未了
		12 近文第2小	未了

(2) 通学区域の見直し

第2期においては、対象校4校のうち、旭川小、旭川第5小、朝日小の3校について通学区域を見直し、進学先中学校が分かれる状態を解消しました。

正和小は統廃合と合わせて取り組んできましたが、未了となっています。

通学区域の見直しの状況

第1期		第2期	
対象校	変更日	対象校	変更日
1 東栄小	平成30年4月1日		
2 啓明小	平成31年4月1日		
3 旭川第3小	令和2年4月1日		
4 東光小	令和2年4月1日		
5 共栄小	令和2年4月1日		
6 旭川小		1 旭川小	令和3年4月1日
7 旭川第5小		2 旭川第5小	令和3年4月1日
8 朝日小		3 朝日小	令和6年4月1日
		4 正和小	未了

・第2期の取組内容について記載。

p 1 1	変更点
7 これまでの取組を踏まえた状況、課題 第2期までの取組結果から、適正配置を進めていく上で明らかとなった課題を踏まえ、適正配置の基本方針を整理します。 (1) より良い教育環境についての理解 統廃合に関しては、保護者や地域からは、学校の小規模化による学習や友人関係、部活動への影響についての心配や、教員の配置数が減ることにより学校運営に支障が生じることへの懸念などから、前向きな意見がある一方、教育環境が変わることや通学距離が延びること、地域に根付いてきた学校がなくなることへの心配の声が聞かれます。 このほか、現状規模の学校存続を強く望む意見や、過小規模校での教育を希望する意見も聞かれます。 このようなことから、保護者や地域の合意を得ることは難しく、第1期、第2期で予定していた統廃合が進んでいないのが現状であり、児童生徒にとってより良い教育環境についての共通理解を得るため、意見交換を通して望ましい学校規模の確保について、保護者や地域と目的や課題を共有し、理解を深めていく必要があります。 (2) 特別な地域事情 地域によっては、学校の近隣に*児童養護施設が位置している場合があります。施設から通学する児童は、保護の経過等から登校支援などの配慮を必要とする場合があるなど、近隣に学校があることに非常に大きな意義があります。 *児童養護施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定される、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持つ施設。全国的にみると、虐待を受けた子どもは53.4%、何らかの障害を持つ子どもが23.4%と増えていて、専門的なケアの必要性が増している。 (3) 学校施設の有効活用と都市機能としての学校 本市の小・中学校の校舎は、児童生徒が急増した昭和60年代以前に新築又は増改築されたものが多く、修繕や大規模改修が必要な時期を迎えています。 児童生徒に安全・安心で充実した教育環境を提供するためには、既存施設を有効活用することが必要です。 また、小・中学校は都市機能としての重要な役割も持っており、今後の学校規模の推移を慎重に見極め、全市的な観点から学校配置を整理する必要があります。	・第2期の取組を踏まえ、基本方針を整理する際のポイントを記載。

p 1 2	変更点
▶学級編制基準と教職員配置基準 学級編制基準と教職員配置基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、北海道教育委員会が定めています。 学級編制基準と複式学級 1学級あたりの基準児童生徒数（学年により異なりますが35人～40人）を上限として学級を編制します。 学級の人数が少なくなると、2つの学年で1つの学級を編制することとなり、これを複式学級といいます。これに対して、同学年の児童生徒で編制した学級は「単式学級」といいます。複式学級は通常の学級の編制であり、特別支援学級は別途設置されます。 小学校においては、引き続き2つの学年の児童数の合計が16人以下（1年生の児童を含む場合は8人以下）の場合、複式学級を編制します。 ただし、飛び複式学級を編制する場合（例：3年生が在籍していないため、2年生と4年生で複式学級を編制）にあつては、一方の学年の人数が8人（1年生を含むものは4人）を超えるときは、複式学級を編制しません。 中学校においては、引き続き2つの学年の生徒数の合計が8人以下の場合、複式学級を編制します。 飛び複式学級を編制する場合にあつては、一方の学年の人数が4人を超える場合は、複式学級を編制しません。  複式学級は1つの学級ですので、教室では、複数の学年が同時に学習します。1年生と2年生が同じ教室の前と後ろに黒板があり、背中合わせに分かれて学習し、1人の教員が学年間を交互に移動して指導します。 第2期の統廃合対象校は、ほとんどの学校でこの複式学級が生じており、今後も複式学級が継続又は増加する見込みです。	・学級編制基準と教職員配置基準についての説明を追加。
p 1 3	変更点
教職員配置基準 児童数や学級数が極めて少ない状況となった場合は、複式学級となったり、教員の配置数が減少となったりするだけでなく、養護教諭や事務職員が配置されなくなるほか、1学級となった場合には、教頭も配置されなくなる状況が生じます。事務職員や教頭が配置されない場合は、庶務的な業務も含め、学校を維持するための幅広い業務を教頭や校長が行うことになり、教員負担の増大につながります。 教頭 小学校、中学校とも、3学級以上で1人配置されます。児童数が15人を下回ると、学級担任を兼務します。また、校長と教頭を含む教員の配置数は、児童生徒数を限度として配置されます。 養護教諭 児童生徒数が3学級11人以上で1人配置されます。 小中併置校では児童生徒数の合計が11人以上で1人配置されます。 事務職員 児童生徒数が3学級15人以上で1人配置されます。 小中併置校では児童生徒数の合計が15人以上で1人配置されます。	・教職員配置基準についての説明を追加。

p 1 4	変更点
第2 適正配置の基本方針	
p 1 5	変更点
1 統廃合 (1) 望ましい学校規模の確保 次代を担う子どもたちが、それぞれの夢や目標の実現に向けて未来に生き抜く力を育むためには、主体的に学び合う活動など、協働的な学習を通じて、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められています。 これまでに実施した統廃合対象校の保護者アンケートでは、児童生徒一人一人に教員の目が行き届いていることの安心感、少人数だからこその手厚い指導や、他学年との交流が多いことを歓迎する声が多く寄せられています。 一方、児童生徒数が少ないことで運動会などの学校行事に制約があること、友人関係が限定的となり競争がないこと、中学校や高校に進学した際のギャップや、社会生活を生き抜く力がつくのかなど、人間関係や社会性を学ぶ環境としての不安の声もあり、グループでの議論といった、一定規模の学校であれば日常的に経験できる対話の機会が少なくなるという面もあります。 小学校においては、学校全体の児童数が100人以下になると、教員の配置数が少なくなるほか、学年が単学級となることもあります。また、5学級以下の場合には小学校では複式学級となり、中学校では各教科の免許を持った教員の配置がされなくなるなど、教育の質の低下が懸念されます。 学校教育は、集団生活を基本として、児童生徒に確かな学力とともに、豊かな人間性や社会性、協調性を育む役割を担っています。そうした社会的な負託に応えるためには、教育の質を保证する学校規模の確保が重要であることから、教育指導、人間関係、学校運営の面から、望ましい学校規模の考え方を次のとおり整理します。 望ましい学校規模の考え方 教育指導 ・授業や学校行事、部活動などにおいて一定の集団の規模が確保され、担当教員の指導の下、児童生徒一人一人が個性を発揮し、仲間と競い合い、協力し合いながら多様な活動を展開できる学校規模。 人間関係 ・クラス替えなどを通じて多様な人間関係を体験し、学び合い、支え合う教育活動の中で児童生徒同士、児童生徒と教員が互いに理解し合い、信頼関係を築き、集団生活を通じて社会性や協調性を養うことができる学校規模。 学校運営 ・児童生徒の指導において、各教科の免許を持った教員が配置されるとともに、学校の働き方改革を踏まえ、学年を複数の教員で担当するなど協力して教育活動や分掌業務、研修活動を展開できる学校規模。	・第2期までの取組で受けた意見等も踏まえ、「適正な規模の学校の確保」を「望ましい規模の学校の確保」に表記を変更。

望ましい学校規模を確保するため、通常の学級数に応じた学校規模を次のとおり区分し、このうち小学校は5学級以下の過小規模校若しくは通常学級の児童数が100人以下の小規模校を、中学校は5学級以下の過小規模校を統廃合の対象とします。

学校規模の区分

区分	過小規模	小規模	望ましい学校規模	大規模
小学校	5学級以下	6～11学級	12～18学級	19学級以上
中学校	5学級以下	6～8学級	9～18学級	19学級以上

統廃合の対象校

小学校	・ 5学級以下の過小規模校 ・ 通常学級の児童数が100人以下の小規模校
中学校	・ 5学級以下の過小規模校

(2) 地域拠点校の存置

本市は、これまでの近隣町村との合併により、767.66km²と広大な行政面積を有しています。特に、旧合併地域においては、児童生徒の通学の負担や、地域拠点としての学校の役割の喪失を十分に考慮し、統廃合を進める必要があります。

こうしたことを踏まえ、旧合併地域においては、地域拠点としての役割を持つ学校を地域拠点校として存置します。

一方、将来を担う児童生徒により良い教育環境を整えることも不可欠であり、今後、数年度にわたり欠学年が生じ、教育指導や学校運営において支障があると考えられる場合は、統廃合を検討します。

地域拠点校

東旭川地区	旭川小、旭川中
東鷹栖地区	近文第1小、東鷹栖中
西神楽地区	西神楽小、西神楽中
江丹別地区	江丹別小、江丹別中（小中併置校）

神居、永山、神楽地区については、現時点で地域拠点校はありません。

・考え方に変更なし，文言整理。

・考え方に変更なし，文言整理。

(3) 特認校の存置

本市では、本市周辺部に位置する自然環境に恵まれた小規模校において、豊かな自然に触れる中で、豊かな心とたくましい体を育むため、小学校1校（富沢小）、小中併置校1校（旭川第5小・桜岡中）を通学区域外からの通学を許可する特認校に指定しています。

特認校については、統廃合の対象としないこととし、特認校の通学区域内に居住する児童生徒に対しては、望ましい規模の学校で学ぶ機会を提供するため、隣接する通学区域の学校への入学を認めることとします。

特認校

小学校	富沢小
小中併置校	旭川第5小・桜岡中

(4) 児童養護施設近隣校の存置

本市には台場地区に児童養護施設があり、その近隣にある台場小は、現在全児童のうち約半数が当該施設から通学しています。施設から通学する児童は、保護の経過等から登校支援などの配慮が必要な状況があります。

このような社会的役割を考慮し、児童養護施設の近隣にある台場小については統廃合の対象とはせず、通学区域内に居住する児童生徒に対しては、望ましい規模の学校で学ぶ機会を提供するため、隣接する通学区域の学校への入学を認めることとします。

児童養護施設近隣校

小学校	台場小
-----	-----

(5) 通学距離の考慮

通学区域の設定に当たっては、児童生徒の通学時の安全性の確保や、遠距離通学に対する配慮が必要です。このため義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に規定する標準的な通学距離（小学校はおおむね4キロメートル以内、中学校はおおむね6キロメートル以内）を基本に、積雪寒冷地という本市の地域特性を踏まえ、児童生徒の過重な負担とならないよう、適切な通学区域を設定します。

・考え方に変更なし，文言整理。

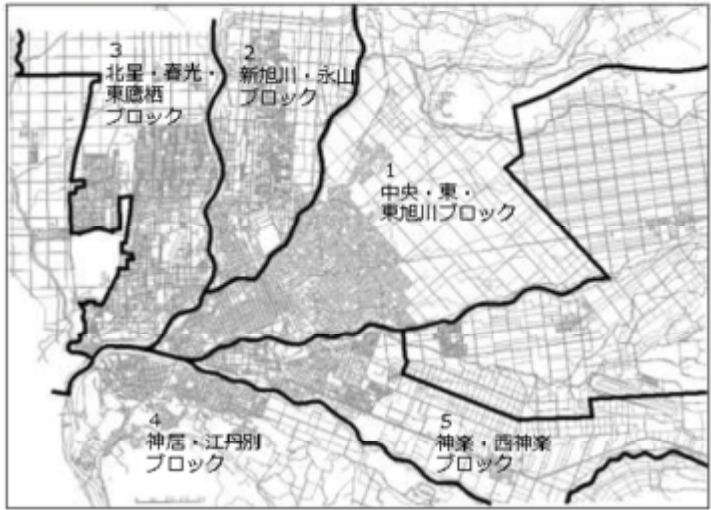
・児童養護施設近隣校を存置することを記載。

・「適切な通学区域の設定」を「通学距離の考慮」に変更。
・考え方に変更なし，文言整理。

p 1 8	変更点																				
(6) 学校施設の有効活用 子育て世代にとっては、近隣に小学校や中学校があることが居住場所を決める際の要素となっており、小・中学校は都市機能としての重要な役割も持っています。 人口減少が見込まれる中で、児童生徒に安全・安心で充実した教育環境を提供するため、学校規模の推移を慎重に見極め、これまで整備を進めてきた現存の施設を有効活用しながら全市的な観点から適正配置を進めます。 <table border="1" data-bbox="228 510 1046 1462"> <tr> <th colspan="2">▶学校の小規模化による影響の例</th></tr> <tr> <td colspan="2">学習面</td></tr> <tr> <td>長所</td><td> ○児童生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ○学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。 </td></tr> <tr> <td>短所</td><td> ○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ○集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○1学年1学級の場合、共に努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 </td></tr> <tr> <td colspan="2">生活面</td></tr> <tr> <td>長所</td><td> ○児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ○児童生徒一人一人に目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 </td></tr> <tr> <td>短所</td><td> ○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。 </td></tr> <tr> <td colspan="2">学校運営面・財政面ほか</td></tr> <tr> <td>長所</td><td> ○全教職員間の意思疎通が回わりやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。 ○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 ○保護者や地域社会との連携が回わりやすい。 </td></tr> <tr> <td>短所</td><td> ○教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ○子ども一人当たりに係る経費が大きくなりやすい。 ○PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。 </td></tr> </table>	▶学校の小規模化による影響の例		学習面		長所	○児童生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ○学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。	短所	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ○集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○1学年1学級の場合、共に努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。	生活面		長所	○児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ○児童生徒一人一人に目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	短所	○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。	学校運営面・財政面ほか		長所	○全教職員間の意思疎通が回わりやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。 ○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 ○保護者や地域社会との連携が回わりやすい。	短所	○教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ○子ども一人当たりに係る経費が大きくなりやすい。 ○PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。	・「統廃合を見据えた学校施設の整備」を「学校施設の有効活用」として整理、都市機能としての役割について記載。 ・学校の小規模化による影響の例を記載。
▶学校の小規模化による影響の例																					
学習面																					
長所	○児童生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ○学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。																				
短所	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ○集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○1学年1学級の場合、共に努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。																				
生活面																					
長所	○児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ○児童生徒一人一人に目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。																				
短所	○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。																				
学校運営面・財政面ほか																					
長所	○全教職員間の意思疎通が回わりやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。 ○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 ○保護者や地域社会との連携が回わりやすい。																				
短所	○教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ○子ども一人当たりに係る経費が大きくなりやすい。 ○PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。																				

p 1 9	変更点
2 通学区域の見直し 本市では、学校ごとに通学距離や住民の生活圏など、本市の歴史的な背景を踏まえて通学区域を定め、児童生徒の居住地により通学する小・中学校を指定しています。小学校の通学区域は、その全域が一つの中学校の通学区域に含まれることを基本とし、通学区域を設定していますが、一部の地域では、小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっているため、卒業生が複数の中学校に分かれて進学する状況にあります。 また、本市においては、義務教育段階の9年間を見通した系統的な教育活動や、小学校から中学校への円滑な接続を目指す取組など、小中連携・一貫教育を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携を促進し、地域の特性に応じたコミュニティ・スクールを推進しています。 地域コミュニティと通学区域との整合をできる限り図りながら、小学校卒業後、全員が同じ中学校に進学できるよう、小・中学校の通学区域を一致させる通学区域の見直しを行います。	・考え方に変更なし，文言整理。

2 0	変更点
第3 適正配置を進めるに当たっての留意点	
p 2 1	変更点
1 保護者・地域の合意 学校の統廃合や通学区域の見直しは、その時々の子童生徒やその地域で生活する住民にとっては大きな影響があります。このことから、適正配置に伴う学校の統廃合や通学区域の見直しに当たっては、対象となる学校に通学する子童生徒の保護者や通学区域内の地域と十分な協議を行い、共通理解の上で進めていく必要があります。 適正配置を進めるに当たっては、保護者や地域と子童生徒のより良い教育環境について意見交換を行い、課題認識や統廃合を実施した場合の効果に関する見通しを共有し、必要に応じてアンケートを実施するなど意向の把握に努めます。また、初めに子童生徒の教育環境の充実の観点から関係する保護者、次いで地域における学校の役割の観点から地域との合意形成を図ることとし、手法については、個々の学校に合わせて必要な手続を行います。 2 子童生徒の環境変化への配慮 統廃合に伴い閉校となる学校の通学区域に居住する子童生徒については、統合前から統合先校との交流を行うなど、子童生徒が新たな環境にスムーズに移行することができる環境づくりを進めていく必要があります。特に、特別な配慮が必要な子童生徒については、スムーズに環境の変化へ適応することができるよう、個々の子童生徒に応じた配慮に努めます。また、統合先の学校までの通学距離や、交通手段の状況等を踏まえ、保護者と協議し、必要に応じ通学支援を行います。 通学区域を変更する場合には、個々の学校等の実情に応じ、適切な移行期間を設けることとします。 3 廃校校舎の跡利用 適正配置により生じた廃校校舎の跡利用については、学校が地域で果たしてきた役割を考慮し、地域の理解を得ながら進めていきます。	・考え方に変更なし，文言整理。 ・考え方に変更なし，文言整理。 ・考え方に変更なし，文言整理。

p 2 2	変更点
第4 ブロック別計画	
p 2 3	変更点
小・中学校の統廃合や通学区域の見直しは、対象校のみならず隣り合う複数の学校や地域にも影響があることから、適正配置を推進する場合には、その影響を十分加味し、広域的な視点で検討する必要があります。 そこで、適正配置の推進による影響の範囲が、市内を流れる主要な河川で区切られた生活圏で限定されていることに着目して、市内を次の5ブロックに分割した上で、将来のあるべき学校配置を中学校の通学区域ごとに示します。 第3期は次のとおり取り組みます。 【統廃合】 第2期に未了となった取組を継続し、新たに対象となった新町小と合わせて取り組みます。ただし、 ○児童養護施設近隣校である台場小 ○複数年にわたる欠学年が解消する見込みである江丹別小中 ○春光小の通学区域の見直しの結果により将来の生徒数が左右されるため、生徒数が見込めず、現時点では過小規模校ではない啓北中 を対象から除外します。 【通学区域の見直し】 第2期に未了となった取組を継続し、当初から第3期に計画していた通学区域の見直しと合わせて取り組みます。 市内各ブロック 	・第3期の取組概要を記載。

ブロック別の学校

令和7年4月1日現在

1 中央・東・ 東旭川ブロック	小学校	青雲小, 新町小, 日章小, 知新小, 朝日小, 啓明小, 東町小, 千代田小, 豊岡小, 旭川小, 旭川第3小, 旭川第5小, 東栄小, 愛宕小, 東光小, 愛宕東小, 共栄小	17校
	中学校	中央中, 光陽中, 東光中, 旭川中, 桜岡中, 東陽中, 東明中, 愛宕中	8校
2 新旭川・永山 ブロック	小学校	正和小, 東五条小, 新富小, 永山小, 永山東小, 永山西小, 永山南小	7校
	中学校	明星中, 永山中, 永山南中	3校
3 北星・春光・ 東鷹栖ブロック	小学校	大有小, 近文小, 大町小, 北光小, 春光小, 北鎮小, 向陵小, 末広小, 高台小, 近文第1小, 近文第2小, 陵雲小, 末広北小	13校
	中学校	北門中, 北星中, 六合中, 啓北中, 東鷹栖中, 春光台中, 広陵中	7校
4 神居・江丹別 ブロック	小学校	神居小, 雨沢小, 富沢小, 台場小, 神居東小, 忠和小, 江丹別小	7校
	中学校	神居中, 神居東中, 忠和中, 江丹別中	4校
5 神楽・西神楽 ブロック	小学校	神楽小, 西御科地小, 神楽岡小, 緑が丘小, 緑新小, 西神楽小	6校
	中学校	神楽中, 緑が丘中, 西神楽中	3校

このうち「5 神楽・西神楽ブロック」については、第1期で取組を完了しています。

- ・考え方に変更なし
- ・令和7年4月1日現在の状況に更新。

ブロック別計画の変更点について

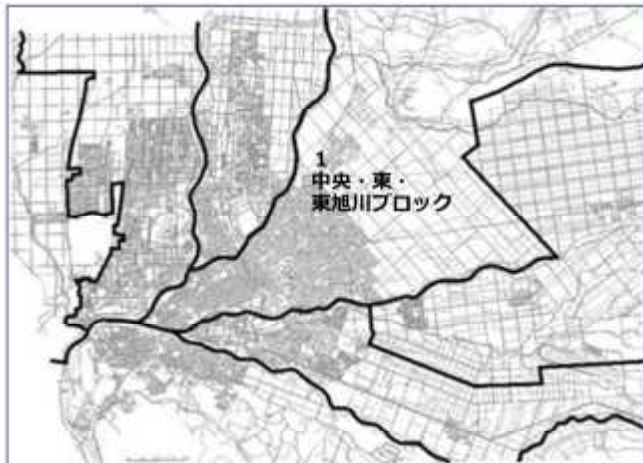
ブロック別計画については、各ブロックの説明のほか、各中学校の通学区域ごとに、取り組むべき課題や適正配置の進め方、通学区域の地図を記載しています。改訂に当たって、分かりやすい表記となるよう、次のとおり見直しました。

※「1 中央・東・東旭川ブロック」、「愛宕中学校の通学区域」を例に、主な変更点を説明。

各ブロック

変更点

1 中央・東・東旭川ブロック



このブロックには、計画初年度の平成27年度時点では、小学校19校、中学校9校が設置されており、通学区域については、複数の中学校の通学区域にまたがっている小学校が10校ありました。

適正配置の進捗については、第1期に旭川第2小及び旭川第2中を、第2期に旭川第1小の統廃合を実施しました。

また、卒業後の進学先の中学校が複数となっている小学校について、第1期では5校（啓明小、旭川第3小、東栄小、東光小、共栄小）について、第2期では3校（旭川小、旭川第5小、朝日小）について、関連する学校の通学区域の見直しを実施しました。

令和6年度時点では、小学校17校、中学校8校が設置されており、複数の中学校の通学区域にまたがっている小学校は愛宕小及び愛宕東小の2校となっています。また、通常の学級数5学級以下の過小規模校は日章小、通常の学級の児童数100人以下の小規模校は新町小となっています。

令和7年4月1日現在

中央・東・東旭川ブロック	小学校	青雲小、新町小、日章小、知新小、朝日小、啓明小、東町小、千代田小、豊岡小、旭川小、旭川第3小、旭川第5小、東栄小、愛宕小、東光小、愛宕東小、共栄小	17校
	中学校	中央中、光陽中、東光中、旭川中、桜岡中、東陽中、東明中、愛宕中	8校

・各ブロックに、ブロックの位置が分かる配置図、ブロック別の学校一覧を追加。

・現計画で各ブロックに記載していた児童生徒数や目指す将来像の表は、各中学校の通学区域ごとに記載することとし、削除。

・現在の状況に内容を更新。

各中学校の通学区域

変更点

(5) 愛宕中の通学区域【一部完了】

取り組むべき課題

- ・愛宕小の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ・愛宕東小の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ・旭川小の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。【完了】

目指す将来像

平成 27 年度当初

適正配置後

●——● は、進学先中学校が分かれている小学校とその進学先

関係中学校の生徒数 (人・学級)

学校名	H26			R 元			R6			R11 推計		
	生徒数	通常学級		生徒数	通常学級		生徒数	通常学級		生徒数	通常学級	
		生徒数	学級数		生徒数	学級数		生徒数	学級数		生徒数	学級数
愛宕中	453	447	13	460	443	13	399	362	10	333	303	9

関係小学校の児童数 (人・学級)

学校名	H26			R 元			R6			R11 推計		
	児童数	通常学級		児童数	通常学級		児童数	通常学級		児童数	通常学級	
		児童数	学級数		児童数	学級数		児童数	学級数		児童数	学級数
愛宕小	396	376	13	354	313	12	291	245	11	308	262	10
愛宕東小	693	672	21	607	576	19	482	430	15	314	281	12
旭川小	329	314	12	374	345	12	337	288	12	245	209	8

小学校の進学先中学校とその居住割合

学校名	15 歳未満人口	進学先中学校 (割合)	
愛宕小	717 人	愛宕中 (60.5%)	東陽中 (39.5%)
愛宕東小	1,157 人	愛宕中 (81.0%)	東陽中 (19.0%)

適正配置の進め方

第 1 期 H27～R 元	愛宕中－旭川中 (愛宕東小－旭川小) の通学区域の見直し (未了)
第 2 期 R 2～R 6	愛宕中－旭川中 (愛宕東小－旭川小) の通学区域の見直し (第 1 期から継続) (R3.4.1 実施)
第 3 期 R 7～R11	愛宕中－東陽中 (愛宕小－東栄小, 愛宕東小－共栄小) の通学区域の見直し

・「取り組むべき課題」は、現在の課題に更新、適正配置が完了した課題については【完了】、新たに追加となった課題については【新規】と記載。

・ブロック説明に記載していた「目指す将来像」を各中学校の通学区域ごとに記載。

・ブロック説明に記載していた中学校の生徒数、関係する小学校の児童数を記載。

・通学区域の見直しが必要な学校がある場合は、「小学校の進学先中学校とその居住割合」を記載。

・「適正配置の進め方」に、第 1 期、第 2 期の状況、第 3 期の進め方を記載。
※中学校の通学区域内の適正配置が全て完了している場合は、第 3 期欄はなく「適正配置完了」と記載。

各中学校の通学区域		変更点				
愛宕中の通学区域には、愛宕小、愛宕東小、旭川小の通学区域が含まれていました。 このうち、愛宕東小の通学区域については、旭川中と愛宕中の通学区域にまたがっていたため、愛宕東小の通学区域の全部が愛宕中の通学区域になるように、第2期に小学校の通学区域を見直しました。 また、旭川小の通学区域については、旭川中と愛宕中の通学区域にまたがっていたため、旭川小の通学区域の全部が旭川中の通学区域になるように、第2期に中学校の通学区域を見直しました。 愛宕小と愛宕東小の通学区域については、愛宕中と東陽中の通学区域にまたがっているため、両小学校の通学区域の全部が愛宕中の通学区域になるように、第3期に通学区域の見直しに向けて保護者や地域と協議します。 ● 中学校通学区域の境界 — 小学校通学区域の境界 ○ 中学校 ● 小学校 本計画の取組内容 【第2期に完了】旭川小の通学区域の全部が旭川中の通学区域に、愛宕東小の通学区域の全部が愛宕中の通学区域になるようの見直し (愛宕中－旭川中(愛宕東小－旭川小)の通学区域の見直し) 【第3期】愛宕小と愛宕東小の通学区域の全部が愛宕中の通学区域になるよう見直し (愛宕中－東陽中(愛宕小－東栄小、愛宕東小－共栄小)の通学区域の見直し) <table><tr><th colspan="2">実施内容</th></tr><tr><td>第2期</td><td>愛宕中－旭川中(愛宕東小－旭川小)の通学区域の見直し(第1期から継続)(R3.4.1実施)</td></tr></table> 令和7年度(第3期当初)の通学区域【一部完了】 【第3期】愛宕小と愛宕東小の通学区域の全部が愛宕中の通学区域になるよう見直し (愛宕中－東陽中(愛宕小－東栄小、愛宕東小－共栄小)の通学区域の見直し)		実施内容		第2期	愛宕中－旭川中(愛宕東小－旭川小)の通学区域の見直し(第1期から継続)(R3.4.1実施)	・取組結果を現状に合わせて記載 ・統廃合、通学区域の見直しについては、該当する期に保護者や地域と協議を進めていることから、現状に合わせて「統合（通学区の見直し）に向けて、保護者や地域と協議を進めます」に修正。 ・「平成27年度当初(計画開始時)」の通学区域図を「本計画の取組内容」に変更。 ・通学区域図は変更なし、該当する期又は完了した期を表示。 ・実施内容に、第2期までの実施内容を追記。 ・「令和2年度当初(第2期開始時)」の通学区域図を「令和7年度(第3期当初)の通学区域」に変更 ・適正配置が完了した場合は【完了】、一部の適正配置が完了した場合は【一部完了】と明記。 ※計画当初から令和7年度当初までに通学区域に変更がない場合は、記載なし。
実施内容						
第2期	愛宕中－旭川中(愛宕東小－旭川小)の通学区域の見直し(第1期から継続)(R3.4.1実施)					
見直しにより統廃合対象から除外となった学校						
北星・春光・東鷹栖ブロック	北星中・啓北中の通学区域	啓北中	p 5 5			
神居、江丹別ブロック	神居中の通学区域	台場小	p 6 5			
	忠和中・江丹別中・嵐山中の通学区域	江丹別小、江丹別中	p 6 9			

6 第3期の取組

(1) 統廃合

第1期		第2期		第3期
対象校	統合日	対象校	統合日	対象校
聖和小	平成28年4月1日			
千代ヶ岡小	平成31年4月1日			
旭川第2小	令和2年4月1日			
旭川第2中	令和2年4月1日			
旭川第1小	→	旭川第1小	令和5年4月1日	
嵐山小	→	嵐山小	令和7年4月1日	
嵐山中	→	嵐山中	令和7年4月1日	
台場小	→	台場小	児童養護施設近隣校のため除外	
江丹別小	→	江丹別小	複数年の欠学年解消のため除外	
江丹別中	→	江丹別中	複数年の欠学年解消のため除外	
雨紛小	→	雨紛小	→	雨紛小
		日草小	→	(日草小・新町小) ※
		正和小	→	正和小
		永山東小	→	永山東小
		大町小	→	大町小
		近文第2小	→	近文第2小

※ 日草小と新町小については、近隣の学校であることから、両校の統合や周辺の小学校へ統合するなどの案について協議

・第3期に取り組む対象校を、統廃合、通学区域の見直しの別に記載。

(2) 通学区域の見直し

第1期		第2期		第3期
対象校	変更日	対象校	変更日	対象校
東栄小	平成28年4月1日			
啓明小	平成31年4月1日			
旭川第3小	令和2年4月1日			
東光小	令和2年4月1日			
共栄小	令和2年4月1日			
旭川小	→	旭川小	令和3年4月1日	
旭川第5小	→	旭川第5小	令和3年4月1日	
朝日小	→	朝日小	令和6年4月1日	
		正和小	→	正和小
				愛宕小
				愛宕東小
				永山西小
				大有小
				北光小
				春光小 ※

※ 春光小の通学区域の全部を六合中の通学区域とした場合、啓北中の生徒数が大幅に減少し過小規模となり統廃合の対象となる可能性があることを合わせて協議